

令和6年度更別村物価高騰対策給付金 について

令和6年度に新たに住民税非課税世帯、または、住民税均等割のみ課税世帯となった方を支援する給付金を実施します。

※ この給付金は差押禁止等及び非課税の対象です。

給付金の内容

- ① 住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯
1世帯あたり**10万円**
- ② 住民税非課税または住民税均等割のみ課税の子育て世帯
子ども1人あたり**5万円**

※平成18年4月2日生まれ以降の子に限る

(注) **令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯へ、市町村が実施した給付金の対象となった方は、本給付の対象外です(1世帯あたり7万円、1世帯あたり10万円、子ども1人あたり5万円の受給者等)**

支給手続きについて

- ・令和6年**6月3日**時点で更別村に住民登録のある世帯
- ・世帯全員の令和6年度**住民税課税状況**を村が把握している世帯
- ・住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみではない世帯
- ・住民税均等割のみ課税されている者の扶養親族等のみではない世帯

➡ 対象となる世帯へ村より**支給予定通知書**
または**支給要件確認書**を送付します。

詳しくは裏面「I」へ

- ・令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯
- ・未申告者がいる世帯

➡ 支給に該当するか要件確認のため、**申請が必要です**

詳しくは裏面「II」へ

提出期限

令和6年10月31日(木)まで

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。



給付金の支給手続き

Iー(1) 支給予定通知書を送付した世帯

公金受取口座(世帯主名義)を登録している方

- 給付予定(給付金額や受取口座)をお知らせします。
内容を確認して、次の場合は保健福祉課へ連絡ください。
☆連絡のない場合は、通知内容のとおり支給します。

【確認事項】

- ① 記載された受取口座を解約している場合
- ② 給付金の受取を拒否する場合

Iー(2) 支給要件確認書を送付した世帯

公金受取口座を未登録の方

- 給付のために、以下の内容の確認が必要です。
必要事項を記入して、保健福祉課へ提出してください。
※提出期限 令和6年10月31日(木)

【確認事項】

- ① 給付金の受取口座(金融機関名、口座番号等)
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- ③ 世帯員が、住民税所得割が課されている者または住民税均等割のみ課されている者の扶養親族等のみではないこと
- ④ 令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯へ、市町村が実施した給付金の対象となっていないこと

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方、または未申告の方がいる世帯

【申請書は更別村保健福祉課(福祉の里総合センター内)で配布いたします。
支給要件に該当する方は、以下の書類を添えてご提出ください】

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する「住民税課税状況を確認できる書類」を添付してください。



世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 確定申告を行ったうえで、課税状況を確認できる書類を添付してください。

お問い合わせ

更別村役場 保健福祉課 福祉係

0155-53-3000

受付時間 平日8:30~17:15

